

令和6年第1回長与町議会定例会産業文教常任委員会会議録（第2日目）

本日の会議 令和6年3月12日
招集場所 長与町議会第2委員会室

出席委員

委員長	中村美穂	副委員長	堀真
委員	松林敏	委員	浦川圭一
委員	安部都	委員	山口憲一郎
委員	竹中悟		

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議事課長 福本美也子

説明のため出席した者

建設産業部長 山口新吾

(土木管理課)

課長 山崎禎三

課長補佐 日名子達也

課長補佐 山口亮

係長 伊藤央

主査 吉村尚倫

(都市計画課)

課長 前田将範

課長補佐 田中廣幸

課長補佐 山本公司

(産業振興課)

課長 永石大祐

課長補佐 畑中隆徳

係長 前川哲郎

係長 島典明

教育次長 山本昭彦

(教育総務課)

課長 久原和彦

課長補佐 山下泰明

係長 島美紀

(生涯学習課)

課長 中尾盛雄

課長補佐 細田浩子

課長補佐 原雅美

係長 岩瀬博暢

(農業委員会)

局長 山崎 昇 係長 森 雅之

本日の委員会に付した案件

議案第18号 令和5年度長与町一般会計補正予算（第8号）

開会 9時29分

閉会 11時40分

○委員長（中村美穂委員）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、本日の産業文教常任委員会を開会します。

令和6年第1回定例会本会議におきまして、本常任委員会に付託を受けました議案第18号令和5年度長与町一般会計補正予算（第8号）の産業文教常任委員会付託分について議題といたします。まず、建設産業部の本案についての提案理由の説明を求めます。

山口部長。

○建設産業部長（山口新吾君）

皆さまおはようございます。それでは議案第18号令和5年度長与町一般会計補正予算（第8号）の建設産業部所管の補正予算につきまして所管課長より説明をいたしますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長（中村美穂委員）

産業振興課永石課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

それでは令和5年度一般会計補正予算の産業振興課分についてご説明いたします。予算書の6ページをお開きください。第2表、繰越明許費補正6款1項農業費、岡地区基盤整備事業負担金は、県施行である当該事業の進捗に応じてその負担金を繰り越すものでございます。三根地区水路修繕工事は今年度測量設計から施工までを予定しておりましたが、JR九州との設計についての協議に日数を要しまして、今年度の工事着手に至らなかつたため、工事費について次年度に繰り越すものでございます。続きまして、説明書に基づきましてご説明いたします。

歳入につきまして、説明書の10、11ページをお開きください。15款2項4目1節農業費補助金、上から3行目、ながさき鳥獣被害防止総合対策事業補助金は、有害鳥獣の捕獲実績および予測数に応じて県補助金を増額するものでございます。続きまして、説明書の12、13ページをお開きください。15款3項委託金3目1節保健衛生費委託金の3行目、市町村権限移譲等交付金（鳥獣捕獲）、4目1節農業費委託金、5目1節商業費委託金は、いずれも長崎県からの市町村権限移譲交付金の交付額の確定に伴う補正でございます。

続きまして歳出に移ります。説明書の30、31ページをお開きください。6款1項2目農業総務費は、歳入の15款3項4目1節農業費委託金を充当し、財源を組み替えております。6款1項3目農業振興費14節工事請負費は、農道等補修工事につきまして、三根地区において水路修繕工事を予定しておりましたが、今年度実施しております設計業務において行いました実施測量の成果やJR九州隣接地権者とも協議を行い、それを基に設計内容を見直して工事費を増額するものでございます。16節公有財産購入費は、同じく三根地区の水路修繕工事について今年度実施しました設計業務による設計内容の見直しに伴い、用地面積が増加するものでございます。18節負担金、補助及び

交付金は、長与町有害鳥獣被害防止対策事業補助金およびながさき鳥獣被害防止総合対策事業補助金は、有害鳥獣の捕獲実績および予測に応じて増額するものでございます。同じページの6款2項1目林業総務費12節委託料、森林経営管理制度実施業務委託料は、今年度の事業費について入札による落札減に伴う減額でございます。続きまして、32、33ページをお開きください。24節積立金、森林環境譲与税基金積立金は、国の森林環境譲与税から委託料に充当する分を差し引いた額を積み立てるもので、12節の減額分をここで増額するものでございます。その下、7款1項1目商工振興費18節負担金、補助及び交付金の長与町工場等設置奨励金は、今年度の奨励金額の確定に伴う減額、地域産業雇用創出チャレンジ支援事業補助金（事業拡充）も補助金額の確定に伴う減額でございます。以上が産業振興課分でございます。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○委員長（中村美穂委員）

続きまして土木管理課の説明を求めます。

山崎課長。

○土木管理課長（山崎禎三君）

おはようございます。それでは議案第18号令和5年度一般会計補正予算（第8号）の土木管理課所管分についてご説明申し上げたいと思います。予算書の6ページをお開き願います。第2表繰越明許費補正の8款土木費2項道路橋りょう費は、土木管理課所管分でございます。主な繰り越しの内容といたしましては、安全で快適な地域社会の創造事業でございますが、これは長与中央線の舗装補修工事でございます。繰り越しの理由といたしましては、国の令和5年度補正予算の交付決定に伴うものでございます。次に、8款土木費5項都市計画費のうち、西高田線街路事業と公園施設長寿命化事業が土木管理課所管分でございます。西高田線街路事業につきましては、事業区間のうち現在施工を進めております長崎けやき医院付近から、長崎北陽台高校入口付近における事業費となっておりまして、主な内容といたしましては、用地購入費および建物移転補償費というふうになっております。西高田線の事業自体については、ご賛同いただいておりますが、移転先の確保などに不測の日数を要したため、繰り越しを行うものでございます。次に、公園施設長寿命化事業につきましては、国の補正予算の交付決定に伴います増額補正分でございます。主なものといたしましては、街区公園の遊具更新を予定をいたしております。続きまして7ページをお開き願います。第3表地方債補正の5段目、道路橋りょう事業は、今年度の事業費の実績に伴い限度額を変更するものでございます。次に6段目、港湾管理事業でございますが、地元負担金の確定に伴いまして減額をするものでございます。次に8段目、街路事業でございますが、都市計画道路西高田線に係る補助事業の補助率の変更に伴うものでございまして、国庫補助金の内示減および国の補正予算の交付に伴う増額によるものでございます。次に9段目の公園施設長寿命化事業でございますが、先ほど申し上げましたが、国の補正予算の交付決定に伴いまして増

額をするものでございます。次に10段目の市街地整備総合交付金事業につきましては、町道新設改良事業および公園整備事業における地方債の変更でございます。まずは町道新設改良事業充当起債が140万円の減額でございまして、これは町道柳田椿林線に係る補助事業の補助裏の変更でございまして、国庫補助金の配分額調整および執行状況に伴う減額補正によるものでございます。次に公園整備事業充当起債につきましては240万円の減額でございまして、平尾公園に係る補助事業の補助裏の変更でございまして、国庫補助金の配分額調整および執行状況に伴う減額補正でございます。合わせまして380万円の減額が土木管理課所管分でございます。

続きまして、補正予算の説明書によりご説明申し上げたいと思います。歳入からご説明いたします。説明書の8、9ページをお開き願います。14款2項4目土木費国庫補助金1節道路橋りょう費補助金、説明欄上段の安全で快適な地域社会の創造補助金でございますが、国の交付決定に伴う減額と令和5年度補正予算の内示に伴います増額とで、差し引きトータルで増額変更を行うものでございます。その下段の道路橋長寿命化対策支援事業補助金でございますが、国の交付決定に伴いまして減額変更するものでございます。次に、14款2項4目土木費国庫補助金2節都市計画費補助金のうち、公園施設長寿命化対策支援事業費補助金につきましては、国の令和5年度補正予算の内示に伴います増額補正の変更でございます。次に10、11ページをお開き願います。同じく14款2項4目土木費国庫補助金3節市街地整備総合交付金のうち、説明欄の1段目および2段目が土木管理課所管分でございます。1段目の町道新設改良事業費交付金につきましては、国庫補助金の配分額調整及び執行状況に伴う減額補正でございます。2段目の公園整備事業費交付金につきましては、国庫補助金の配分額調整に伴う増額補正の変更でございます。次に12、13ページをお開き願います。ページ中段の15款3項6目土木費委託金1節土木費委託金は、県からの権限移譲交付金の額の確定に伴いまして増額をするものでございます。次に15款3項6目土木費委託金2節港湾費委託金でございますが、県からの権限移譲交付金の額の確定に伴い減額をするものでございます。次に16、17ページをお開き願います。21款1項3目土木債、2節から3節は土木管理課所管分でございます。2節道路橋りょう事業債の道路維持補修事業充当起債につきましては、国庫補助金の交付決定および今年度の事業費実績によります減額、令和5年度補正の内示に伴います増額によります変更でございます。3節港湾管理事業債は、地元負担金確定に伴います減額でございます。続きまして、4節都市計画事業債のうち、説明欄2段目の街路事業充当起債と3段目の公園施設長寿命化事業充当起債が土木管理課所管分でございます。説明欄2段目の街路事業充当起債でございますが、国庫補助金の内示減および国の補正予算の交付に伴います増額、3段目の公園施設長寿命化事業充当起債は、国の補正予算の交付に伴います増額でございます。同じく5節市街地整備総合交付金事業債のうち、説明欄1段目と2段目につきましては、土木管理課所管でございます。1番目の町道新設改良事業充当起債は、国庫補助金の配分額調整および執行状

況に伴う減額補正でございます。2段目の公園整備事業充当起債は、国庫補助金の配分額調整および執行状況に伴う減額補正でございます。

次に歳出でございます。32、33ページをお開き願います。8款土木費1項土木管理費につきましては、土木管理課所管分でございます。8款1項1目土木総務費12節委託料につきましては、法定外公共物等付替委託料30万円につきまして、今年度は執行予定がないことから減額としております。同じく1目土木総務費18節負担金、補助及び交付金でございますけど、地元負担金確定に伴います減額でございます。次に、その下の8款2項2目道路維持費12節委託料でございますけど、町道管理委託料につきまして、執行見込みによります減額でございます。次に8款2項3目道路新設改良費12節委託料の町道新設測量設計委託料につきまして、町道柳田椿林線の測量および道路詳細設計業務委託でございまして、執行状況による減額でございます。説明欄2段目の町道改良測量設計委託料につきましては、今年度執行予定がないため100万円を減額とするものでございます。次に、その下の21節補償、補墳及び賠償金につきましては、町道改良工事に伴う補償費として、今年度執行予定がないことによる減額でございます。次に、8款2項4目橋りょう維持費につきましては、予算の一部229万7,000円につきまして、国、県補助金に県支出金より一般財源へと財源の組み替えを行うものでございます。34、35ページをお開き願います。8款4項1目港湾整備費18節負担金、補助及び交付金につきましては、長与港改修事業地元負担金の確定に伴いまして、減額をするものでございます。次に、8款5項4目街路事業費につきましては、事業費のうち200万円につきまして、補正予算の内示及び補助裏の起債充当率の変更に伴いまして、一般財源より地方債へと財源を組み替えるものでございます。8款5項5目公園緑地管理費1節報酬でございますが、執行予定がないことによる減額でございます。次に12節委託料でございますが、執行状況により減額をするものでございます。次に14節工事請負費でございますが、国の補正予算の交付に伴う増額補正分でございます。以上で土木管理課所管分の説明を終わりたいと思います。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（中村美穂委員）

続いて都市計画課の説明を求めます。

前田課長。

○都市計画課長（前田将範君）

それでは、議案第18号令和5年度一般会計補正予算（第8号）の都市計画課所管分につきまして、ご説明申し上げます。補正予算書の6ページをお開き願います。第2表繰越明許費補正でございます。8款5項都市計画費といたしまして、長与町土地区画整理事業特別会計繰出金1億8,013万9,000円を計上いたしております。主な繰り越しの内容でございますが、高田南土地区画整理事業に係る事業費のうち、一般会計が繰出金として負担する部分でございまして、今回の繰り越しにつきましては、一括施工

の実施工程上におきまして、令和5年度より令和6年度へ繰り越すものでございます。続きまして、7ページをお開き願います。3表、地方債補正でございます。3段目の急傾斜地管理事業、7段目の土地区画整理事業が都市計画課所管分でございます。3段目、急傾斜地管理事業につきましては、令和4年度より実施しております嬉里郷古園地区の急傾斜地崩壊対策工事に伴う事業費に充当する地方債でございます。今年度地元分担金の額が定まることによりまして、町の負担額が確定したことから限度額を変更するものでございます。続きまして7段目、土地区画整理事業につきましては、高田南土地区画整理事業の事業費へ充当する地方債でございまして、国庫補助金の交付決定額変更および補正内示に伴う起債借入額の増額を行いますことと併せまして、区画特会保留地処分金等の充当および繰越金の充当に伴います一般単独事業債の減額を行いまして、補正後の額を2億9,630万円とするものでございます。

それでは歳入歳出予算の補正につきまして、補正予算に関する説明書によりご説明申し上げます。はじめに歳入からご説明いたします。10、11ページをお開き願います。14款国庫支出金2項4目4節住宅費補助金228万2,000円の減額でございます。こちらは歳出の34、35ページにございます。8款6項住宅費の2目安全・安心住まいづくり支援事業費、3目建築費、4目空き家対策費に充当する国庫補助金でございまして、申請実績に応じた減額調整および過年度の過充当分の年度間調整などに伴う減額を行うものでございます。続きまして同じく10、11ページの15款県支出金2項6目2節住宅費補助金90万円の減額でございますが、こちらも先ほどと同様、申請実績に応じた減額調整および過年度の過充当分の年度間調整などに伴う減額を行うものでございます。続きまして14、15ページをお開き願います。14、15ページの18款1項3目1節土地区画整理事業特別会計繰入金3億7,056万3,000円でございますが、こちらは前年度の土地区画整理事業特別会計の決算余剰金の一部を繰り入れるものでございます。続きまして16、17ページをお開き願います。21款町債1項3目1節急傾斜地管理事業債40万円の減額でございます。こちらは令和4年度より実施しております嬉里郷古園地区の急傾斜地崩壊対策事業に伴う地元分担金の額が定まることにより、町の負担分が確定したことから起債額を変更するものでございます。続きまして同じく16、17ページの4節都市計画事業債のうち、説明欄にございます土地区画整理事業充当起債、こちらが都市計画課所管分でございます。土地区画整理事業充当起債1億450万円の減額につきましては、歳出の高田南土地区画整理事業の事業費に充当する地方債でございまして、予算書の第3表地方債補正でもご説明申し上げましたが、国庫補助金の交付決定変更および補正内示に伴う起債借入額の増額を行いますことと併せまして、区画特会保留地処分金等の充当および繰越金の充当による一般単独事業債の減額に伴います起債借入額の減額を行うものでございます。以上が都市計画課所管分の歳入予算でございます。

続きまして歳出でございます。28、29ページをお開き願います。4款衛生費3項

1目18節負担金、補助及び交付金3,765万円の減額のうち、3,715万円が都市計画課所管分でございます。こちらは高田南土地区画整理事業の施工区域内において、長崎市が施工しました汚水管布設工事に対する負担金を支払うものでございまして、負担金額確定に伴う減額を行ったものでございます。続きまして32、33ページをお開き願います。8款土木費1項2目急傾斜地管理費につきまして、歳入の町債の箇所でご説明しましたとおり、起債額の変更に伴い財源組替をしているものでございます。続きまして34、35ページをお開き願います。8款土木費5項1目都市計画総務費につきましては、市町村権限移譲交付金の交付額の決定による財源組替でございます。続きまして8款土木費5項2目土地区画整理事業費16節公有財産購入費1億9,070万9,000円の増額でございます。こちらは西彼中央土地開発公社所有地の購入費でございまして、場所は高田南土地区画整理事業地区内の高田郷2047の1の一部および2042の2、こちらふれあいセンターの上段のグラウンド用地が主なところでございます。こちらの購入費でございます。続きまして、同じく27節繰出金2億1,764万1,000円の減額でございますが、これは高田南土地区画整理事業の事業費のうち、一般会計の負担分である土地区画整理事業特別会計繰出金について、国庫補助金の交付決定額変更および補正内示に伴う起債借入額の増額や保留地処分金等の充当および繰越金の充当による減額など、事業の執行見込額に応じた予算額の調整を行うものでございます。続きまして同じページの8款6項住宅費につきましては、全て都市計画課所管分でございます。1目公営住宅管理費14節工事請負費410万円の増額につきましては、今年度実施しております東高田町営住宅長寿命化工事D棟、E棟におきまして、当初想定していなかったバルコニーの腐食部分の取り替えに伴います増額補正を行うものでございます。続きまして2目安全・安心住まいづくり支援事業18節負担金、補助及び交付金25万円の減額につきましては、アスベスト診断補助金でございますが、今年度は執行予定がないことによる減額でございます。続きまして、3目建築費の財源組替につきましては、住宅性能向上リフォーム支援事業および親子でスマイル住宅支援事業関連の国庫補助金につきまして、過年度からの過充当分の年度間調整などに伴いまして、国庫補助金から一般財源への財源組替を行うものでございます。続きまして、4目空き家対策費18節負担金、補助及び交付金100万円の減額につきましては、老朽危険空家等除却支援事業補助金でございますが、今年度は執行予定がないことによる減額でございます。以上で令和5年度一般会計補正予算（第8号）の都市計画課所管分の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長（中村美穂委員）

説明が終わったんですけど、この付託表、説明書の歳入の12ページから13ページの15款3項6目3節市町村権限移譲等交付金（都市計画）のここについて説明がなかったような気がするんですけど、追加で説明を求めます。

前田課長。

○都市計画課長（前田将範君）

都市計画課所管分の一般会計補正予算（第8号）の口述の追加をさせていただきたいと思います。予算に関する説明書の12、13ページの15款3項6目3節都市計画費委託金1,000円の増額につきましては、市町村権限移譲等交付金の交付決定に伴う補正でございます。

○委員長（中村美穂委員）

それでは説明が終わりましたので、まず産業振興課所管分から質疑を受けたいと思います。質疑は予算書の6ページの繰越明許費、それから歳入の10ページから13ページまで、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

後から戻っても構いませんので、続いて歳出の方に移りたいと思います。30ページから33ページの中で、質疑はありませんか。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

6款1項3目18節有害鳥獣被害防止対策事業補助金が増えたということは、やっぱりイノシシとかの数が特別増えたものなかどうか状況を聞かせてください。

○委員長（中村美穂委員）

永石課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

イノシシの捕獲状況ですけれども、実績が出てるのが2月末まで実績を積み上げてまして、4月から2月までで163頭の捕獲実績となっております。例年よりはやっぱり少し多いということで、今年度推移しております。

○委員長（中村美穂委員）

松林委員。

○委員（松林敏委員）

補助金が合わせて64万4,000円という増額ということなので、結構なイノシシが増えてるのかなというちょっとイメージがあったんですけど、アナグマについてというのを教えてもらうのと、今後、被害はもっと増えるものなのか、減るものなのか、その辺の見通しがあれば教えてください。

○委員長（中村美穂委員）

永石課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

その負担金の中で2行目のながさき鳥獣被害防止総合対策事業補助金というのが県からの補助金になるんですけども、これが昨年度捕獲分も含まれております、昨年度捕獲分ということで63頭分が今年度の対象ということで金額が大きくなっています。アナグマにつきましては、当初では60頭の捕獲を予定をしておりましたが、見込みとしては40頭台の見込みになりそうで、アナグマ等については捕獲数としては、減りそ

うということで考えております。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。産業振興課所管分の全体にわたって質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

33ページの商工費で、地域産業雇用創出チャレンジ支援事業補助金400万円の減額ということでたぶん全額だと思うんですけども、過去にちゃんと執行されているのか、6年度も予算として上がっている状況なので、これ本当に執行見込みがあるのかどうか、過去にどういったことに使われてたかどうかちょっと教えてもらえばと思います。

○委員長（中村美穂委員）

島係長。

○係長（島典明君）

今までの執行状況ですが、令和4年に関しまして昨年度に関しましては申請自体はあったんですが、雇用の条件を最終的に満たせなかつたということで、申請の取り下げがっております。状況は以上でございます。

○委員長（中村美穂委員）

山口委員。

○委員（山口憲一郎委員）

イノシシとか鳥獣の被害ですけども、これは質疑ではございませんけども、捕獲が少なかった多かったとありますけれども、なかなかイノシシも頭が良くて、わなとかなんとかほとんど私も設置しておりますけどかかりませんので、そういう意味では数が少なかった、多かったということで、予算の方はやはり組んでいただいている方がいいんじゃないかなと思っておりますので、その辺はよろしくお願ひしたいと思います。アナグマにしても結構やられているんですよ。イノシシは、ワイヤーメッシュの設置をするんですけど、それを鼻でめくり上げてやるんですけども、アナグマは大きさも結構ありますので、もうワイヤーメッシュの穴からぱりぱり入ってやっておりますので、イノシシ同様に結構おりますので、その辺は予算確保の方はしっかりとお願ひをしておきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。その辺をどのように考えておられるか、よろしくお願ひします。

○委員長（中村美穂委員）

山口部長。

○建設産業部長（山口新吾君）

委員申されますとおり昨今の有害鳥獣被害というものは深刻なものがございまして、収量の低減にも関わってきますし、何より農業者の生産意欲にも関わってくることでございますので、今後も特にイノシシ、委員がおっしゃるアナグマも含めて関係機関と協

議しながら来年度以降もしっかりと対応をしてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

ないようでしたら産業振興課所管分の質疑を終わります。

続きまして土木管理課の質疑を受けます。まず6、7ページの繰越明許費、地方債、それから歳入の8ページから11ページ、先ほど説明がありました12ページから13ページ、16ページから17ページまでを質疑を受けたいと思います。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

6ページの西高田線。今度、繰越明許の補正ということで上がりまして、さっきの説明では用地交渉などということですけど、現状のことをもう少し詳しくちょっと説明いただけますか。

○委員長（中村美穂委員）

日名子課長補佐。

○課長補佐（日名子達也君）

西高田線街路事業につきましては、現在課長の方からも説明がありましたとおり北陽台高校の入口付近の用地購入および建物移転、これを5年から6年へ繰り越すということでございます。詳しい内容につきましては用地購入および補償ですので、その辺の工場付近ということでございまして、今現在皆さんのそれぞれ交渉を進めております。事業に対するご理解については、全てご理解をいただいているというところでございまして、今工場の補償金については、ある程度ご賛同いただいている、ご理解をいただいている。ただの移転先の方、やはりあそこに工場をもう1回建てるのはなかなか難しいので、どこかに新しい土地を求めて建物を建てるということですが、その移転先の今選定および移転の方法、やはり機械設備がございますので、機械設備をどのように向こうに持っていくか。また、工場をなるべく休まないような方法でやりたいということですので、その辺を専門家とともに今現在交渉を進めているところでございます。あと残りの用地交渉については、今現在のその移転の交渉待ちということでご賛同はいただいておりますので、それが決まり次第、令和6年度には契約というふうに考えております。先ほど令和5年9月定例会の委員会でも申し上げましたとおり、令和6年度までには必ず移転補償および用地購入は終わらせますということでお話をさせていただきました。これについては今もその意志で頑張っていきたいというふうに考えているところでございます。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

ちょっと関連で申し訳ないんですけど、西高田線の用地の買収が進んでないということで、移転先もまだ決まっていない状況だというふうに説明を受けたんですけども、それを今から移転先決まって移転方法も検討して、で6年度中に終わるのかどうか、終わらなかつたらどうなるのかとか、その辺もちょっと教えてもらえばと思います。

○委員長（中村美穂委員）

日名子課長補佐。

○課長補佐（日名子達也君）

先ほど説明をいたしましたとおり今移転先と移転方法、今現在検討中でございます。移転先については私どももこういった所がありますよというところで、十分候補地については何通りか差し上げて、それで移転、地権者の方もここならいいねということで、今現在何カ所かその中から今どれがいいかなということで、今現在検討をされているところでございます。移転方法についてももう場所が決まればどういった方法で持っていくか、移転の時期ですね、こちらの方どの時期がいいのか、当然受注をされているところもあるでしょうから、その受注の数のこの時期ならいいねということで、今現在その辺の検討をしているところでございます。ですから令和6年度これには契約をしたいというふうに考えております。これはもう地権者の方も来年度にはということで考えていらっしゃるみたいですので、それについては私たちも鋭意努力してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。続いて歳出に移りたいと思います。32ページから35ページが説明書による歳出の項目になると思いますけれども、質疑はありませんか。

堀委員。

○委員（堀真委員）

説明書の35ページの8款5項5目14節工事請負費で、公園の長寿命化対策工事費と書かれてるんですけど、把握漏れだったら申し訳ないんですけど、公園の場所を一つ質問したいのと、繰越明許費に書かれているんですけど、なぜこれを急いで工事をする必要があるのか。この2点お聞かせ願えればと思います。

○委員長（中村美穂委員）

伊藤係長。

○係長（伊藤央君）

来年度、今回の補正予算で更新を予定しております公園につきましては、池山公園、ニュータウン北公園、丸尾第3公園、西田児童公園、そよ風公園の5つの公園を予定しております。なぜこれらの公園の遊具の更新を急がなければならないのかという理由につきましては、公園施設長寿命化計画という計画を本町では立てておりまして、この中で公園の遊具の劣化状況等の確認をしております。この中で評価がよろしくない芳しくない遊具というのが複数ございまして、今申し上げた公園の遊具につきましては、それ

らに該当するため公園利用者の安全面を踏まえまして更新をする必要があるというふうに判断し、今回計上しているものになります。

○委員長（中村美穂委員）

すいません、今の5カ所の公園の名前をもう一度ゆっくり言っていただいてもよろしいですか。申し訳ないです。

伊藤係長。

○係長（伊藤央君）

申し上げます。1つ目が池山公園、次がニュータウン北公園、丸尾第3公園、西田児童公園、最後がそよ風公園の5公園になります。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。土木管理課の所管、全体にわたって質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

先ほどの公園のところなんですけども、やっぱりこの間の臨時会の補正では上がってこなくて、この1番最後の補正のときに上がってくるというのは、都市計画費補助金というものがまず上がっててきて、それから急に決まったとかそういう認識でよろしいのかどうかというのと、5つ公園それぞれ入札になると思うんですけども、入札時期とかはいつ頃になるのか教えてください。

○委員長（中村美穂委員）

伊藤係長。

○係長（伊藤央君）

今回の補正予算につきましては、12月に国の補正予算が付いておりますけれども、事前に各市町に手を挙げる自治体はないかということで意見照会が来ておりまして、本町としては、できるだけ早期にこれらの公園の遊具更新を行いたいということで、手を挙げさせていただきました。それと次の公園の遊具の更新時期につきましては、地元との調整等も必要になろうかと思いますので、夏頃までには、遊具の更新の工事に着手をしたいなというふうに考えております。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

ないようでしたら土木管理課所管分の質疑を終わります。

続いて都市計画課の質疑を受けたいと思います。

まず6ページの繰越明許費、7ページの地方債、それから歳入、8ページから17ページまで歳入がありますけれども、この中で質疑はありませんか。

ないようでしたら歳出に移りたいと思います。

28ページから29ページ、32ページから33ページ、34から35ページまで

すね。この中で質疑はありませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

この4款3項1目下水道処理費は都市計画課と言わされましたよね。長崎市が整備をして、その分の負担をするようになっているんだということで、恐らく水道の方は長崎市が自前で整備をするということを聞いていますけども、ここらへんの何か協定書というか、そういう決められたものはあるんですか。私はいつもこの決め方に非常に疑問を持っておりまして、長崎市の処理区域に長与町内していただいてというか、長崎市で処理していただくのは分かるんですけども、長崎市がもう処理するんであるならば長崎市に水道みたいに管も入れてもらっていいんじゃないのかなと思うんですけど、長崎市が入れた管を長与町が負担をするというのが、どうも意味が分からぬんですけど、何か協定書みたいのはあるんですか、これは。

○委員長（中村美穂委員）

前田課長。

○都市計画課長（前田将範君）

長崎市の下水処理区域に関する協定書については、昭和40年代に長崎市の処理区域については、長崎市と長与町の方で協議を行いまして、その負担割合等々工事については長崎市が工事を行います。それに伴う負担については、長与町が負担するという協定を結んでいるというところを根拠にこういった支出をしているところでございます。

○委員長（中村美穂委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

今回のこの分はもう高田南の中の整備ということで説明を受けたんですが、当然昭和40年程度はもう高田南の計画も何もない時代ですよね。本当に畠とか山があった時代で、そこを新たに長与町が計画して区画整理をして、そこは長与町が全部処理していいんじゃないのかなと私は思ったりもするんですが、もうその管の負担までするんであればですよ。管の負担までして長崎市に商売させて、上がりは全部長崎市に持つてもらって設備投資までこっちでやるなんていうのは、どうもそこら辺を改めて協議なりはできんわけですか。水道はそうしているわけですよね、水道管は、長崎市が負担するんでしょう。ここは統一されてないなという意味もよく分からぬんですけど、もう40年当時に決めたからもうそのままびくとも動かされんということですかね。担当レベルではそうかもしれませんですね。なんかどう思いますかね。正しいと思いますか。

○委員長（中村美穂委員）

前田課長。

○都市計画課長（前田将範君）

長与町としては協定の方を順守して、今現在進めているところでございます。この協

定の一つのメリットとしましては、長崎市の方は工事をするんですが、その際、国の補助金を長崎市が獲得をしていただきまして、国の補助金とまた補助裏の分については長与町、この国の補助金については長崎市が取ってきていただけますので、まず丸々単独で工事をするというよりかは、そういった国の補助金を絡めて工事していただけるというメリットが一定あると思います。

○委員長（中村美穂委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

長与町がやれば補助対象にならないということですか、なるんでしょう。そしたらそういうのはメリットとは言わないですよね。分かりました。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

安部委員。

○委員（安部都委員）

34ページ、8款6項、空き家対策のところなんんですけど、まず100万円の減額についてちょっと再度詳しく教えてください。

○委員長（中村美穂委員）

前田課長。

○都市計画課長（前田将範君）

こちら空き家対策の経費につきましては、毎年2件ほどですけども老朽危険空家といいまして、やっぱり倒壊するおそれのあるくらいの傷みの激しい空き家につきましては、町が補助金を出して除却解体の補助をするという趣旨の補助金でございます。その中で毎年2件の費用をこちら計上しておりますけども、その中で今年度につきましては、申請がなかったということで、もう支出を落とした形になっております。

○委員長（中村美穂委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

それでは本町における空き家の件数とあと特定空家の件数を教えてください。

○委員長（中村美穂委員）

前田課長。

○都市計画課長（前田将範君）

まず長与町における空き家の件数についてですけども、こちらちょっと令和3年度に実態調査を実施したところの数になりますが、空き家としては348軒という形でカウントしております。その中で危険がおよぶというか結構傷みの損傷が激しい特定危険空家というところにつきましては、今のところ長与町は1軒も認定はないという状況でございます。

○委員長（中村美穂委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

かなり空き家も前回からしたら348軒と倍ぐらいになってるんですよね。以前聞いたときに、一般質問したときに。その辺りはやっぱり後継者不足だとどんどん施設に入つて住居人がいなくなつて、もう空き家に数年たつてというところだと思うんですが、国の方もこの空き家対策って非常に力を入れていると思うんですが、その辺り本町としてもそのところがまた1軒ですか、100万円の減額でいたらなかつたというんですけど、そのところはやはりもう少し注視して定期的に空き家にならないような対策も講じるべきだと思うんですが、その辺りの指導といいましょうか、国に関しての各自治体におけるそういういた指導なり勧告なりがあると思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

前田課長。

○都市計画課長（前田将範君）

危険空家に対する指導勧告につきましては、これまでの動きなんですけども、まず近隣からの空き家の管理について苦情とかそういったところから始まりまして、その状況を見て程度が周りの周辺環境に影響を及ぼすような状態でありますらすぐに所有者を調べまして、所有者の方への文書への指導だったり注意喚起の方はさせていただいているところでございます。その中で連絡があったところにつきましては、こういった危険空家の解体の補助がありますよとか、また土地活用されるんであれば長崎県に今設置していただいてます相談窓口というところも相談しながら、そういういた空き家についての対応をしているところでございます。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

35ページの14節工事請負費410万円ですけど、東高田のバルコニーの取り替えを行うということで、そういう説明だったと思うんですが、22日に結審して繰り越しも何もしていないですね。随契もできないような金額、間に合うんですか3月31日までに、そこがちょっと疑問に思ったもんですから。

○委員長（中村美穂委員）

前田課長。

○都市計画課長（前田将範君）

こちらの町営住宅の増額についてなんですけども、委員おっしゃるとおりバルコニー腐食の部分という所で説明したところではあります。その中で当初バルコニーについてはある程度件数は想定したところで、14カ所を計上していたんですけども、さらに足

場を組む中で損傷部分が激しい部分があったということで、40カ所に増やしまして26カ所のバルコニーの取り替えを計画するものでございます。その中で委員が疑問に持たれている工期の間に合うのかっていうところになるんですが、こちらはバルコニーの取り替えになりますので、そちらについては材料は今確保しておりますので、工事についてはもう1週間のところで取り替えはできるということで業者の方とも協議調整をしておりますので、工期内の完成は大丈夫です。

○委員長（中村美穂委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

材料は準備しておりますと言いますけど、補正が通らないとお金は使えませんから、注文も何もできないですから、そこら辺をよく考えて間違いないようにやってください。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

34、35ページの8款5項2目で用地購入費1億9,070万9,000円、ふれあいセンターのグラウンド用地という単語が聞こえてきたので、もう少し詳しい説明をお願いしたいと思います。

○委員長（中村美穂委員）

山本課長補佐。

○課長補佐（山本公司君）

こちらの土地につきましては西彼土地開発公社の方で先行取得しておりました土地で換地として指定する土地でございまして、既に1段目の土地それから2段目の今保育所がある土地については買い戻しが進んでおりますが、一番上の段の3段目にグラウンド用地がございます。こちらの面積の一部を買い戻すものでございます。

○委員長（中村美穂委員）

松林委員。

○委員（松林敏委員）

昔の職業訓練高校のグラウンドだった所で、今公園として使われているような所だと思うんですけど、あれ全体を買い戻すじゃなくて一部を買うということかなというのと、あと整備する計画もあるのかどうか公園として。その辺まで教えてもらわればと思いますけど、お願いします。

○委員長（中村美穂委員）

前田課長。

○都市計画課長（前田将範君）

このグランド用地の買い戻し、公社からの買い戻しにつきましては一部ということで今回ご紹介してあるところなんですが、こちらについて財政課との協議の中で、今年度買い戻しできる部分ですね、金額といいますか、まとまったところがある中で、全部じゃなくてその一部といいますか、もっと面積はあるんですけども、その中の一部を今年度購入しまして、来年度もまたそういった財政との調整の中で部分的に買い戻しをしていくというものです。こちらにつきましては債務負担行為の方でとらさせていただいてまして、その中で枠の期間の中で買い戻し計画の方を財政の方と協議しながら進めていくものでございますので、今回については全部じゃなくて一部ということで、ご認識いただければと思っております。

○委員長（中村美穂委員）

松林委員。

○委員（松林敏委員）

徐々に徐々に買い足していくって全部そろったっていう段階で、それってまずいのかな、住宅として売り出すとかそういうことがあるのかどうか。ちゃんと今公園として使っている方がいらっしゃるようなので、今後も公園としてずっと使い続けられるようになるのかどうかをお願いします。

○委員長（中村美穂委員）

前田課長。

○都市計画課長（前田将範君）

この買い戻し後の用途とか使用につきましては、現在のところまだ決まっておりません。部長課長会議とかにもこの用地の買収に伴いまして、何か利用の検討をお願いしますということで今ご紹介かけているところなんですが、今のところまだ具体的な話がないっていうところになっております。これが何年か、3年なのか、4年なのか買い戻す中で、また使用用途については協議していきたいと思います。それで今現在使われている利用の方につきましても、一定そのさくら野公園といいましてトンネル上の公園ですね、こちらの整備をする際にも代表者の方には後々は使えなくなるので、グラウンドゴルフ等をされる場合は、またさくら野公園の方の使用ということでのご紹介をしておりますので、そういった今使われている方についての周知については、ちゃんとしているところでございます。

○委員長（中村美穂委員）

松林委員。

○委員（松林敏委員）

一応、意見として住民の人から言われた意見として、やっぱりさくら野公園はちょっと坂の方にあるから、もうしんどいということだけは言われて、あのグラウンドを守ってほしいということはお願いされているところで。あと考えられるのはふれあいセンターの更新時期も来るのかなと思うので、慌ててあそこの公園をきれいに整備する

という必要はないのかなと考えてまして、更新時期のときに一部もあの土地もその計画の一部の中に入ると思うので、全体的に考えていってもらえたならなと思います。質問はなしですいません。

○委員長（中村美穂委員）

都市計画課所管分の全体を通して質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

ないようでしたら、質疑を終わります。これで建設産業部所管分の質疑を終わります。

11時まで休憩いたします。

（休憩 10時44分～10時58分）

○委員長（中村美穂委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

議案第18号令和5年度長与町一般会計補正予算（第8号）の分割付託を受けております教育委員会所管分について審査を開始したいと思います。

まずは教育委員会教育総務課から説明を求めます。

久原課長。

○教育総務課長（久原和彦君）

おはようございます。それでは教育総務課所管分の補正予算につきましてご説明いたします。長与町一般会計補正予算（第8号）に関する説明書の12、13ページをお願いいたします。16款財産収入1項財産運用収入2目利子及び配当金1節利子及び配当金の教育振興基金運用収入です。教育振興基金の預金利息を計上をしております。歳出に関しましては、以上です。

次、歳出です。飛びまして36、37ページをお願いいたします。10款教育費1項教育総務費2目事務局費18節負担金、補助及び交付金の各種大会参加補助金は、中総体の県大会以上の大会出場時の補助金です。執行残について減額をしております。また体験交流学習補助金は、ふれあいペーロン大会が荒天で中止したことにより減額をしております。続きまして3目教育振興基金24節積立金の教育振興基金積立金は、3億円の積み立てと先ほど申し上げた預金利息分です。続きまして、2項小学校費1目小学校管理費1節報酬、学校運営協議会委員報酬は、額の確定に伴う減額となっております。7節報償費、卒業記念品代についても同理由による減額です。10節需用費、電気使用料につきましては、執行残の減額補正となります。12節委託料、学校施設保守・清掃委託料およびGIGAスクール運営支援センター委託料は、ともに落札減を理由に減額をしております。続いて38、39ページをお願いいたします。2目小学校教育振興費7節報償費、講師謝礼および19節扶助費、要保護、準要保護児童就学援助費は、ともに執行残額の減額補正です。3項中学校費1目中学校管理費7節報償費、卒業記念品代は、額の確定に伴う減額となっております。10節需用費、水道使用料、下水道使用料および電気使用料については執行残の減額補正となっております。12節委託料学校施設保守・清掃委託料、放流ポンプ室保守委託料およびGIGAスクール運営支援センタ

一委託料はともに落札減を理由に減額をしております。17節備品購入費も落札減などを理由に減額をしております。18節負担金、補助及び交付金、中学校部活動補助金は平日部活動の指導者謝礼の補助金ですが、額の確定による減額補正です。2目中学校教育振興費7節報償費、講師謝礼は額の確定による減額。13節使用料及び賃借料、自動車借上料および19節扶助費、要保護、準要保護生徒就学援助費はともに執行残額の減額補正です。続きまして42、43ページをお願いいたします。7項保健体育費3目学校給食費10節需用費、ガス使用料は執行残による減額補正。17節備品代購入費は、落札減を理由に減額をしております。簡単でございましたが、以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長（中村美穂委員）

続きまして、生涯学習課所管分について説明を求めます。

中尾課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

おはようございます。それでは生涯学習課における令和5年度予算の補正（第8号）について、ご説明をさせていただきます。まずは予算書の7ページをお願いします。第3表地方債でございます。上から4番目、多目的研修集会施設整備事業、こちらは屋根防水工事の事業費の減額に伴う地方債の減額でございます。続きまして、説明書の方から進みたいと思います。8、9ページをお開きください。歳入の部になります。13款1項6目1節社会教育使用料および2節保健体育使用料です。ともに施設利用者が増加したため使用料を増額するものでございます。次のページをお開きください。14款2項5目3節社会教育費補助金です。国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金につきましては、専門職の長期休養により事業が実施できなかつたために補助金を減額するものになります。一番下になります。15款2項7目3節社会教育費補助金です。指定文化財保存整備事業補助金、こちらも先ほどと同様に事業が実施できなかつたために、県補助金を減額するものでございます。次のページをお開きください。同じく15款3項7目1節社会教育費委託金です。市町村権限移譲等交付金は、実績に応じ増額するものでございます。16、17ページをお開きください。21款1項2目2節多目的研修集会施設整備事業債は、先ほど申しました屋根防水工事の事業費減額に伴う起債を減額するものでございます。

次に歳出に入ります。歳出につきましては、人事異動に伴い不要となった人件費、各種事業費の事業費確定に伴う不用額の減額が主なものになります。28、29ページをお願いします。その一番下から次の30、31ページ、こちらまで行きます。5款1項1目および2目、こちらは人件費の減額と公民館等の改修工事費の事業費の減額分になります。6款1項6目は、多目的研修集会施設の屋根防水工事の減額分になります。38、39ページの下の方ですね。そちらから次のページ40、41ページ、こちらまで行きます。10款6項1目社会教育総務費、こちらは人件費と講師謝礼の減額分、そ

れと21世紀ふれあい基金、預金利息の確定分になります。4目文化振興費は、各種事業終了による謝礼の謝礼金の確定と発掘調査、先ほど申しましたこちらの未実施に伴う人件費等の減額が主なものになります。5目文化施設管理費は、人件費と入札に伴う金額の確定による委託料の減額が主なものになります。その一番下から次のページの42、43、こちらをお開きください。10款7項1目保健体育総務費と2目体育施設管理費は、人件費と町民体育祭等事業が中止されたことによる減額相当分になります。以上が生涯学習課の補正予算関係でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長（中村美穂委員）

提案理由の説明が終わりました。それではまず教育総務課所管分について、質疑を受けたいと思います。歳入は12、13ページ。教育総務課につきましては歳入歳出にわたって質疑を受けたいと思います。歳入12、13ページ、それから歳出は36ページからになりますけれども、質疑はありませんか。

質疑をしたいので委員長を交代します。

○委員（堀真委員）

質疑はありませんか。

中村委員。

○委員長（中村美穂委員）

38、39ページのところの要保護、準要保護の生徒就学援助費、これがだいぶ金額が額の確定に基づいて減額されたとは思いますけれども、当初予定されていた人数がかなりこんなに金額が大きく下がるのかなと思うところがありまして、当初の予定の人数、そして実際にその予算を使った方の人数で減ったというのが分かれば教えてください。

○委員（堀真委員）

島係長。

○係長（島美紀君）

当初予算で見積もった人数ですが、小学校5校分で326名、中学校の方が3校で169名で見積もりをしておりました。そして、補正時の見込みの確定人数ですけれども、小学校の方が293名、中学校が146名ということの積算となっております。小学校の方が33名減、中学校が23名の減となっております。

○委員（堀真委員）

中村委員。

○委員長（中村美穂委員）

ということは、今まで私もすいません、ここの補正とかでマイナスに組まれてたことも今まであったのだろうと思うんですが、確定すればですね。コロナ禍で例えばいろいろ親の就業形態とか保護者の関係が一定改善されたというようなことで、こういうことになったのではない。全いろいろな要因があるかと思いますので、一概には言えないかと思うんですが、そういう要因も含まれるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○委員（堀真委員）

久原課長。

○教育総務課長（久原和彦君）

恐らくちょっと詳細な分析というのはなかなか難しいところであるんですが、おっしゃられるようにやはり所得が戻ってきたっていうところが大きな要因であるかと思います。実際に令和4年度までの中学校、小学校、合計したところでの要保護、準要保護の生徒の割合なんですが昨年度が13.47%でした。令和4年度ですね。令和5年度に関しては11.32%となりまして、近年でもかなり低い割合になってきている。これは実際にお仕事が元どおりに戻ったというよりも、むしろ上向きになっているのではないかというふうな形で、先ほど申し上げたとおりこれが当然減額幅にはね返ってくるっていうような形に今なってるというように、分析というほどではないですが、現状としてお伝えします。

○委員（堀真委員）

委員長と交代します。

○委員長（中村美穂委員）

山口委員。

○委員（山口憲一郎委員）

39ページの中学校部活動補助金についてですけども、確認ですけども、私がちょっと勘違いしてるか分からないですけど、今、新しくしようと取りくんでしている部活動と考えてよろしいですかね、まずは。それで、この減額になってるから別に問題はないんですけど、やっぱり指導者の謝礼ということで先ほど受け止めたんですけども、やはり指導者が少なかったのか、最初から何人か多めに計画されていたのか、その辺が分かれば教えていただきたいと思います。

○委員長（中村美穂委員）

久原課長。

○教育総務課長（久原和彦君）

こちら先ほどちょっと触れたところなんんですけど、今部活動が地域移行をしてるのは休日ですね、土日ですね。これは平日の外部指導者に係るものになります。減額に関してはもうおっしゃられるとおり当初見込みがちょっと多めに見積もっておりましたので、その分の減額ということで把握しております。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。教育総務課の全体にわたっての質疑を受けます。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

続いて生涯学習課の質疑を受けたいと思います。生涯学習課はまず予算書の7ページ地方債、それから歳入の8ページから13ページ、16ページから17ページまで、歳

入までいったん質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。ないようでしたら、歳出の28ページから31ページ、それから38ページから43ページまでですね。歳出先ほど説明いただいたところで、質疑はありませんか。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

ちょっと自分が聞き漏らしてるんだと思うんですけども、28から30ページにかけて、5款1項1目、2目のところのそれぞれの公民館等施設長報酬の減が二百何万円とかあるんですけど、これの仕組みをもう1回お願ひします。

○委員長（中村美穂委員）

中尾課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

こちら公民館長の取り扱いになります。考え方として再任用職員と会計年度任用職員、どちらが行くか分からぬ状況で予算を組むもので、当初全て上げております。会計年度任用職員が来るという形ですね。そこに再任用職員が職員として入った場合、その場合そのままに据え置いて年度末で落とすという作業を行うということで、総務課と話をしております。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

質疑をしたいので副委員長と交代します。

○委員（堀真委員）

質疑はありませんか。

中村委員。

○委員長（中村美穂委員）

42、43ページの負担金、補助及び交付金のところの長与町ロードレース大会運営補助金が減額されております。これは当初の予定があったというか、実際今年度はもう諸般いろいろな事情があつて行われなかつたと認識をしておりますけれども、この町のロードレース大会が中止に至る理由というか、今後はもう行わないという方向性になるのか、そういうことをちょっとお聞かせいただけますでしょうか。

○委員（堀真委員）

中尾課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

このロードレース大会というのがやはりコロナ禍とかで、まず実施できなかつたという部分で現在に至つての部分が大きいものであるんですが、あとやはりどうしても陸上、これ自体が町が主催ではなくて、長与町スポーツ協会が主催という形でやつております。スポーツ協会の中でもなかなかもう実行するのが難しいと。あと陸上の団体ですね、こちらの方でもなかなかもう実行するか難しいという返事を頂いている状況で、取りあえ

ず昨年、一昨年等々何かできないかという形で協議をしてた経緯はあります。ただし、どうしてもこのロードレース大会という形での実行はもう難しいという答えになっておりまして、未来の話でも前向きなお答えというのは、今のところは出てない状況でございます。

○委員（堀真委員）

中村委員。

○委員長（中村美穂委員）

本町が主催じゃないということを私も認識をしているんですけども、やはりこれに向けて今までコロナ禍でいろんな大会ができなかつたことは重々分かっておりますけれども、この大会に向けて結構住民の方は期待をしていたという声が幾らかあったわけですね。ですので、この長与町が主催ではないので何とも言いがたいのかなと思うんですけども、違った形ででも住民の方に走るっていうのは、なかなか長与町のスポーツ協会と単独でというのが今後厳しいのであれば、違った形での町民のスポーツ参加ということも主催でないとはいえた補助金を出す立場である本町であるので、そういうふうな話というかスポーツ協会との話というのではないんでしょうか。

○委員（堀真委員）

中尾課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

スポーツ協会自体も単独でのテーピング理論とか、講師を招いてのいろんな話もやっています。ちょうど昨日、一昨日になりますね、マルシェがありましたよね。あの隣というか、体育館の方でウォーキングイベントを兼ねてスポーツ協会も一緒になって、足の健康を見るみたいな感じで、そういった形でやっております。これ自体がこのロードレース大会の代替事業かと言われたらなかなか微妙なものありますけど、今スポーツ協会も試行錯誤で何らかみんなでできるような大会等できないかという形で試行錯誤している状況でございます。

○委員（堀真委員）

委員長と交代します。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。生涯学習課全体にわたって質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで教育委員会所管分の質疑を終わります。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（中村美穂委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

議案第18号の中の農業委員会所管分について、提案理由の説明を求めます。

山崎課長。

○農業委員会事務局長（山崎昇君）

皆さんこんにちは、よろしくお願ひします。令和5年度長与町一般会計補正予算（第8号）について、農業委員会所管分について説明いたします。今回の農業委員会所管の主なものは歳入額の確定に伴う補正です。それでは説明書に沿って説明いたします。まず、歳入の10、11ページをお願いいたします。下段にあります15款県支出金2項県補助金4目農林水産業費県補助金1節農業費補助金のうち、1行目の農業委員会交付金、2行目の農地利用最適化交付金、4行目の農地集積・集約化対策費補助金、5行目の地域計画策定推進緊急対策事業補助金が、農業委員会所管でございます。1行目の農業委員会交付金、2行目の農地利用最適化交付金、4行目の農地集積・集約化対策費補助金までは県の交付額の決定に伴う変更でございます。5行目の地域計画策定推進緊急対策事業補助金は、産業振興課で行う地域計画の策定に伴い、農業委員会の役割といたしまして目標地図の素案を作成することとなっております。年度当初では地図作成業務を委託する計画でしたが、職員で行えたため県と協議を行った結果、全額減額するものでございます。14、15ページをお開きください。20款諸収入5項雑入1目雑入1節雑入のうち、1行目の農業者年金事務委託手数料が、農業委員会の所管です。これは農業者年金業務に要する経費を農業者年金基金から交付されるものでございます。歳入額確定に伴う減額です。以上が歳入です。

続きまして歳出になります。30、31ページをお開きください。中段にあります6款農林水産業費1項農業費1目農業委員会費は、農業委員会所管分でございます。12節委託料は、目標地図の作成を職員で行うことができたことにより、委託費を減額するものでございます。以上が農業委員会所管分でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長（中村美穂委員）

提案理由の説明が終わりました。これから質疑を受けたいと思います。農業委員会所管分につきましては、歳入の10ページから11ページ、14ページから15ページ、それから歳出の30ページから31ページの中におきまして、歳入歳出ともに質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

安部委員。

○委員（安部都委員）

11ページの農地利用最適化の交付金なんですが、これは令和6年度は新たに交付金の中で、新たな利用というか使用というか、目的があるのかどうなのか、その辺りいかがでしょうか。交付金の内容をまず教えてください。

○委員長（中村美穂委員）

山崎課長。

○農業委員会事務局長（山崎昇君）

この交付金につきましては、当初予算でも説明したかとは思うんですけども、農業委員会による農地利用最適化に向けた積極的な活動を推進するために交付されるものになります。この最適化交付金は、主なものとしましては農業委員の加算額、農業委員に調査とか日頃の活動に伴って交付されるものが主なものです。その他農業委員会分として、経費に充てられるような交付金となります。

○委員長（中村美穂委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

そしたら委員会、今、何名いらっしゃるのか、お知らせください。

○委員長（中村美穂委員）

山崎課長。

○農業委員会事務局長（山崎昇君）

農業委員は全部で12名、最適化推進委員がいますが、その方が8名、全部で20名なんですけども、今年度1人体調を崩されまして、今1名欠員という状況になって、今募集をかけている状態です。

○委員長（中村美穂委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

1名募集をかけているというところなんですが、私これの最適化交付金という名のもと、例えば農業地をその住宅地に改良変更するとか、そういった農業委員会の役目というのが、その認可をそこでされるとか、そういうのはあるんでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

山崎課長。

○農業委員会事務局長（山崎昇君）

農業委員会で農地を改良するというものは全くありません。

○委員長（中村美穂委員）

山口委員。

○委員（山口憲一郎委員）

15ページのところでございますけども、農業者年金事務委託手数料のところで、これに関係はないんですけども、私たちも今農業者年金を掛けて今もらっているものなんですけども、今現役の中でまだ60歳未満の方で、何人ぐらいの方が掛けておられるのか、分かれば教えていただきたい。分からぬならないならしいです。

○委員長（中村美穂委員）

山崎課長。

○農業委員会事務局長（山崎昇君）

大変申し訳ありません。ここに資料を持ち合わせてなくて、現在ちょっと分かりませ

ん。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで農業委員会所管分の質疑を終わります。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（中村美穂委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

産業文教常任委員会に付託をされました議案第18号令和5年度長与町一般会計補正予算（第8号）のこれから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第18号令和5年度長与町一般会計補正予算（第8号）産業文教常任委員会付託分の件を採決いたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

本日はこれで閉会いたします。

（閉会 11時40分）